

(様式第2号)

令和2年度第3回 芦屋市景観アドバイザー会議 会議要旨

日 時	令和2年 7月30日(木) 午前9時30分～正午
場 所	東館3階 中会議室
出席者	委員 小浦 久子, 岡 絵理子, 武田 重昭 届出者 (1) 共同住宅(公光町12番4外) 申請者 **氏 設計者 **氏 (2) 立体横断施設(業平町地内外) 申請者 芦屋市 辻都市建設部主幹, 神足都市整備課主査, 高江都市整備課課員 設計者 **氏 事務局 白井都市計画課長, 岡本都市計画課係長, 畑都市計画課主査, 桑原都市計画課課員
事務局	都市建設部都市計画課
会議の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 会議の冒頭に諮り, 出席者3人中3人の賛成多数により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <非公開・一部公開とした場合の理由> 審議の内容に個人情報等が含まれているため, 非公開とする。
傍聴者数	0人

1 会議次第

(1) 開 会

(2) 議 事

ア 景観地区内における大規模建築物等の景観協議について

(ア) 共同住宅(公光町12番4外)

(イ) 立体横断施設(業平町地内外)

イ その他

(3) 閉 会

2 審議経過

(1) 共同住宅(公光町12番4外)

令和2年7月20日付けで届出のあった建築計画について景観協議を行い, 主に下記の内容について景観アドバイザーから意見があった。

- ・ 計画地周辺は, 多様な用途の建築物が混在する地域ではあるが, 低層の一戸建ての住宅が潤いあるまちなみ景観を形成していることから, 周辺の景観と調和が図られた建築物の配置計画となるよう検討すること。
- ・ メインエントランス側のファサードだけでなく, 駐車場出入口又はサブエントランス側のファサードについても正面と同等に意匠を検討し, 建物全体としての統一感を向上させ, 周辺の景観と調和するよう努めること。
- ・ 通り外観を構成するエントランス部分は, アプローチや植栽等の配置を工夫するとともに, シンボルツリーを設けるなど, 緑量の確保に努め, 通り景観に与える影響を十分に検討した計画とすること。また, 道路境界に設置する柵等は, 道路際より後退させ, 植栽の緩衝帯を設ける等, 圧迫感を軽減するよう努めること。
- ・ 建築物に附属する駐車場, 駐輪場, ゴミ置き場, 設備等は通りから見えないような配

置・規模とすることを基本とし、やむを得ない場合は植栽等による修景に努めること。

(2) 立体横断施設（業平町地内外）

令和2年7月17日付けで届出のあった建築計画について景観協議を行い、主に下記の内容について景観アドバイザーから意見があった。

- ・ JR芦屋駅南地区第二種市街地再開発事業として整備予定の再開発ビル、交通広場及び駅舎などの施設と一体となって都市の玄関にふさわしい景観を構成するデザインを検討すること。また、交通広場の施設等との一体化を図ること等により、可能な限り解放感のある駅前空間を演出すること。
- ・ 立体横断施設の支柱は、グラウンドレベルの歩行者空間を構成する重要な要素となることから、柱の材質、寸法等を含め、圧迫感を軽減しつつ、良好な歩行者空間を創出するデザインとすること。